

IID コワーキング会員 スペース利用規約

2019年6月1日改定

本規約は、株式会社ものづくり学校 (以下「当社」)が運営する IID 世田谷ものづくり学校内のコワーキングスペースにおいて、利用者である IID コワーキング会員 (以下「会員」)と当社との間に適用される利用条件を定めたものです。会員は本規約を遵守するものとします。

第1条 (コワーキングスペース)

当社が運営、管理を行う IID 世田谷ものづくり学校の3階309号室のフリーアドレスデスク型のワークスペースをコワーキングスペースといたします。

第2条 (会員)

1. コワーキングスペースの利用希望者は、弊社が指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、会員申し込みを行うものとします。
2. 本規約における会員とは、前項に基づく会員申し込みに対し、当社が承諾した者とし、ます。なお、当社は当社の判断により当該申し込みに対し審査を行い、承諾しないことができるものとします。
3. 会員は、申込み時点で創業予定者または創業5年未満で世田谷区への移転を計画されている法人・個人である必要があります。
4. 会員は、コワーキングスペースにおいて、ものづくり (工業製品デザイン、映像、音楽、建築、食、家具、インテリア、アート、システム開発、その他関連事業) に関わる事業を行う必要があります。
5. 会員は、当社が行う行事及び世田谷区と協力して行う若者就労支援活動に参加する必要があります。
6. 会員は、入会中の活動状況報告及び退会後の活動報告を行わなければなりません。
7. 会員は、本規約ならびに IID 世田谷ものづくり学校館内規則他、当社の定めるルールを遵守しなければなりません。
8. 会員は、第3条に定める費用を支払い、コワーキングスペース内の空きデスクおよび指定のロッカーを利用するものとします。
9. 会員は、デスク使用後は、必ずデスク上の荷物・ゴミは撤去し、イスをもとの位置に戻して退出しなければなりません。デスク等を汚した場合は清掃するものとします。
10. 会員は、コワーキングスペース利用時にその日の最終退出者となった場合は、空調・照明を切り、部屋の施錠を行うものとします。
11. 会員は、会員として有する権利を第三者に貸与及び譲渡することはできません。

第3条（入会金・利用料金）

コワーキングスペースの利用料金は下記のとおりです。

①法人・個人会員（1名登録・1名利用）

入会金 10,000円（税別）＊入会時のみ

月額利用料 15,000円/1席、1ロッカー（税別）

②法人団体会員A（5名まで利用登録、2席利用可）

入会金 20,000円（税別）＊入会時のみ

月額利用料 25,000円、1ロッカー（税別）

③法人団体会員B（10名まで利用登録、3席まで同時利用可）

入会金 20,000円（税別）＊入会時のみ

月額利用料 35,000円、2ロッカー（税別）

④法人団体会員C（30名まで利用登録、5席まで同時利用可）

入会金 20,000円（税別）＊入会時のみ

月額利用料 50,000円、3ロッカー（税別）

第4条（法人登記）

会員が法人登記を行うことにより、HP・名刺等にIID世田谷ものづくり学校の住所の記載は可能です。その際必ず事前に所定の法人登記申請書を当社に提出する必要があります。また退会時には必ず登記住所を変更して頂く必要があります。

第5条（法人登記住所）

会員が法人登記を行う住所は、以下の通りとします。

東京都世田谷区池尻2丁目4番5号

第6条（料金の支払いに関して）

毎月の月額利用料は前月25日までに当社所定の口座に銀行振込でお支払い頂きます。支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.5%の額を、遅延損害金として当社にお支払いいただきます。

第7条（利用可能時間）

コワーキングスペースの利用時間は年末年始を除く平日・土日祝/24時間とします。年末年始の利用停止期間は12月28日～翌1月4日を基本とし、毎年曜日の並び等により変動します。また、今後の運用状況により、利用時間は変更することがあります。その他工事等で利用できない場合がありますが、その場合は事前にご連絡いたします。

第8条（利用制限及び利用の一時的な中断）

下記の事由により、事前に告知すること無く、やむを得ず一時的に利用の中断や利用制限を行う場合がございます。この場合、会員に発生した損害に対し当社は一切の責任を負いません。

- (1)設備の臨時保守、臨時点検、臨時修理などを行う場合
- (2)火災・停電等の事故により利用が出来なくなった場合
- (3)天変地異、テロなどにより利用が出来なくなった場合
- (4)その他、予期せぬ事由により利用の中断等をせざるを得ない場合

第9条（会員情報等の更新）

会員情報や事業内容、および利用者登録情報に変更のある場合は、速やかに当社にご連絡頂くものとします。

第10条（法人団体会員の利用者登録）

法人団体会員は、入会時に当社が定める利用者登録リストに、全利用者の情報を記載し提出するものとし、登録されている利用者のみ利用可能とします。利用者に変更がある際は、速やかに当社に変更情報記載の利用者登録リストを提出することとします。

第11条（法人団体会員の利用利用者証の掲示）

法人団体会員の利用者は、利用者であることを明らかにするため、コワーキングスペース内で着席したフリーアドレスデスク上に、事前に配布された利用者証を掲示し利用することとします。

第12条（最低利用期間）

最低利用期間を1ヵ月とし、会員は月額利用料を毎月支払い、利用するものとします。

第13条（退会）

退会する場合、退会希望日の2週間以上前までに、当社に退会に関し所定の申請を行う必要があります。

第14条（仮登録期間について）

入会に向けての申請・登録期間中を仮登録期間とし、入会登録完了となる迄の間は無償でコワーキングスペースを利用できるものとします。

第15条（飲食について）

飲食は原則飲み物と軽食のみとします。他の会員の迷惑にならない程度のものとし、臭気強い飲み物・食べ物は禁止します。アルコールは厳禁です。なお、ごみはお持ち帰り頂きます。

第16条（損害賠償）

会員は、その責に帰する事由により使用したデスク、イス、その他設備を毀損し、又は滅失したときは、直ちに当社に届け出るものとします。この場合において、会員は、損害を賠償しなければなりません。

第17条（コワーキングスペース内での禁止事項）

コワーキングスペース内では下記の行為を禁止します。

- (1)PCからの音声出力、携帯電話、スカイプ、打ち合わせ等、ほかの会員の作業を妨げるような音を出す行為
- (2)衛生上有害な、もしくは危険な行為、又は他の会員の迷惑、妨害となるような営業その他の行為
- (3)危険物及び重量物の持ち込み
- (4)公序良俗に反する物、他人に不快感を与える物の持ち込み
- (5)宿泊、喫煙、火気使用
- (6)当社の許可なく 共用部分に物を置くこと等、共用部分を専用使用すること

- (7) 会員権の譲渡もしくは、非会員の招き入れ
- (8) 公序良俗に反する活動
- (9) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- (10) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (11) その他、当社が不適切と判断した行為

第 18 条（利用をお断りする事業）

入会後であっても次に該当する事業を行っているときみなされる場合は退会いただきます。
その場合、既に支払われた月額利用料は返金いたしません。

- (1) 法令に反する事業及び反する恐れのある事業
- (2) 公序良俗に反すると当社が判断した事業
- (3) 性風俗関連の事業
- (4) 暴力団関係者及びそれに関する事業
- (5) 政治結社及び宗教団体
- (6) マルチ商法及びそれに関連する恐れのある事業
- (7) その他、当社が不相当と認めた事業

第 19 条（利用制限と強制退会）

下記の事由に該当する行為を行った場合、当社の判断で、以降のコワーキングスペースの利用をお断りすることがあります。その場合、既に支払われた月額利用料は返金いたしません。

- (1) 会員登録時の情報や書類に虚偽があった場合
- (2) 会員として有する権利を第三者に貸与及び譲渡した場合
- (3) 会員が会員以外の者を招き入れコワーキングスペースを使用させた場合
- (4) 当社や他の会員又は第三者に損害を与える恐れがあると、当社が判断した場合
- (5) 本規約に反する行為があった場合
- (6) 第 14 条に記載された事業を行った場合、及び行おうとした場合

第 20 条（免責）

次の事項に関して会員に発生した損害について、当社は責任を負わないものとします。

- (1)会員の貴重品を含む所持品についての盗難・破損
- (2)会員同士もしくは第三者との間で発生した事故やトラブル
- (3)インターネット接続によるウイルス被害
- (4)第 6 条による利用中断、利用中止

第 21 条（本規約の変更）

本規約は当社が必要に応じて変更することがあります。変更後の内容については速やかに周知のうえ、適用するものとします。

2019 年 6 月 1 日
東京都千代田区一番町 4-42
株式会社ものづくり学校